

酒田市浄水施設運転管理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領書

酒田市上下水道部

実 施 要 領 書 目 次

第1条	趣旨	1
第2条	業務の概要	1
第3条	参加資格要件	3
第4条	審査スケジュール	4
第5条	参加表明に関する質問及び回答	5
第6条	参加表明書等の提出	6
第7条	参加資格審査の通知	7
第8条	現場説明会及び施設見学	7
第9条	技術提案に関する質疑及び回答	7
第10条	技術提案書の提出	8
第11条	参加の辞退	10
第12条	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	10
第13条	審査の方法	11
第14条	受託候補者の選定	11
第15条	禁止行為	12
第16条	募集の中止	12
第17条	審査委員会の会議	12
第18条	著作権等	12
第19条	契約の締結	12
第20条	業務引継ぎ	13
第21条	委託者が提示する資料等の取扱い	13
第22条	その他	13
別紙	「委託対象施設」	14
別紙	「共同企業体の取扱い」	16

(趣旨)

第1条 酒田市上下水道事業管理者(以下「委託者」という。)は、酒田市浄水施設運転管理等業務委託(以下「本業務委託」という。)を行うに当たり、民間の技術力及びノウハウを最大限活用するため、民間事業者(以下「事業者」という。)からの提案により、本業務委託を実施する。

本実施要領は、委託者が本業務委託を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)によって募集及び選定するに当たり、必要な事項を定めるものとし、別冊の業務要求水準書、受託候補者審査基準及び様式集と一体をなすものである。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務委託の目的

本業務委託は、水道施設の運転管理等を包括的に委託することにより、事業者の技術力及びノウハウを最大限活用し、各施設の効率的かつ安定的な運用を図り、安全で清浄な水道水を供給することを目的とする。

(2) 業務名称

酒田市浄水施設運転管理等業務委託

(3) 委託対象施設

本業務委託の対象となる施設は、別紙「委託対象施設」に示す水道事業の取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設(以下「委託対象施設」という。)とし、最上川取水塔、取水流量計室、小牧浄水場及び新山受水場については「法定委託」とする。

(4) 本業務委託の期間

委託期間は、令和5年4月1日(土)から令和10年3月31日(金)までとする。

(5) 本業務委託の範囲

実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

① 浄水施設等運転管理業務

(ア) 運転管理業務

(イ) 保守点検業務(巡回管理、軽微な補修)

(ウ) 日常水質検査業務

(エ) 保安管理業務

(オ) 物品管理業務

(カ) 文書管理業務

(キ) 衛生管理業務

(ク)水質検査用採水業務

(ケ)緊急時の対応に関する業務

(コ)その他の業務

② 包括的管理業務

(ア)物品調達管理業務

(イ)経費支払代行業務

(ウ)法定検査・点検業務

(エ)水質検査機器定期点検業務

(オ)定期整備業務（浄水・配水施設、升田・柏谷沢水源地浄水設備）

(カ)発生汚泥処理業務

(キ)環境整備業務

(ク)機材借上業務

(6) 業務委託費上限価格

本業務委託の契約上限額（年額）は、次のとおりとする。

295,603,000円（消費税及び地方消費税含む）

(7) 事業者に要求する本業務委託の基本的水準

本業務委託の基本的水準は、次のとおりとする。

- ① 本業務の業務要求水準書を遵守するとともに、効率的かつ効果的な業務実施手法を積極的に提案し、業務を実施すること。
- ② 法令に基づき委託者が要求する水質を遵守した委託対象施設の運転管理を行い、安全な水を安定的に供給すること。
- ③ 水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を1人以上配置し、本業務委託の範囲について技術上の業務を行うこと。
- ④ 各施設の運転管理は、2名以上で行い、24時間体制とすること。
- ⑤ 各施設の機能に重大な障害が発生した場合などの、緊急事態に備えた体制を整備するとともに、常にこれらに対処できるよう準備すること。また、本業務委託の履行を目的として配置される人員のみによる対応では不十分な緊急事態を想定し、緊急事態発生後、直ちに対応ができる緊急支援体制を構築すること。

(8) 業務事務所の場所

小牧浄水場（所在地：山形県酒田市小牧字南五丁野306）

なお、本業務委託の事務処理等に必要となる事務室については、無償で貸与するものとする。

(9) 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、学識経験者及び有識者により構成する「酒田市浄水施設運転管理等業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（酒田市企業告示31号）」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、事業者の選定を行うものとする。

(10) 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施に当たり、水道法、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

(11) 事務局

本業務の募集に関する手続き、問い合わせ等の窓口は、次のとおりとする。

酒田市上下水道部工務課施設係（以下、「事務局」という。）

〒998-0854 山形県酒田市末広町14番14号

TEL：0234-22-1805 FAX：0234-22-2701

電子メール：water-komu@city.sakata.lg.jp

受付時間：上下水道部開庁日の午前9時から午後5時

（正午から午後1時は休憩時間のため除く。）

URL：<http://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/jogesuido/index.html>

(参加資格要件)

第3条 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、審査基準日において、次に掲げる各号の要件をすべて満たした単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。

なお、審査基準日は、参加表明提出期限日（令和4年7月29日）とする。

(1) 単独企業及び共同企業体構成員の共通の資格要件

- ① 酒田市契約規則（平成17年11月1日規則第58号）第27条第3項に規定する競争入札参加登録簿において、【[役務・賃貸借（業種区分）]の[業種No.101（施設・設備の維持管理保守点検）・細目No.1（上水道施設）]】に登載されている者であること。
- ② 公示日以後に、酒田市上下水道事業競争入札参加資格者指名停止要綱（平成27年4月1日企業告示第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立て

がなされていない者であること。

⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3か月を経過している者であること。

⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

（2）単独企業又は共同企業体代表企業の資格要件

単独企業又は、共同企業体の代表企業としてプロポーザルに参加する者は、次に掲げる各号に示した要件を全て満たさなければならない。

① 日本国内の水道事業における浄水施設（処理能力46,500 m³/日以上）の運転管理業務を、元請負業者として、審査基準日時点で過去5年以内に継続して2年以上行った実績を有する者。ただし、特定目的会社及び共同企業体の構成員（代表企業を除く）としての実績は含めない。

② 水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を配置できること。

③ 水道施設管理技士（3級以上）の資格を有する者を配置できること。

（3）共同企業体の資格要件

① 共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

（ア）共同企業体が複数の企業により自主的に結成されたものであること。

（イ）各構成員が、第3条（1）の資格要件を満たす者であること。

（ウ）各構成員が、本業務委託において参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

② 共同企業体の代表企業を、本プロポーザルに参加する代表者とする。

③ 共同企業体の代表企業が、第3条（2）の各要件を満たす者であること。

（4）参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者である単独企業及び共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該単独企業及び共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

（審査スケジュール）

第4条 本プロポーザルによる受託候補者選定の日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。また、募集に関する新たな通知又は変更事項については、本業務にかかるホームページ（第2条（11）事務局参照）に掲載するものとする。

項 目	日 程
公告日	令和4年7月1日（金）
参加表明に関する質問受付期間	令和4年7月1日（金）から令和4年7月15日（金）
参加表明に関する質問書回答期限	令和4年7月22日（金）
参加表明書及び参加資格審査申請書類 提出期限	令和4年7月29日（金）
参加資格審査結果通知	令和4年8月12日（金）
現場説明会・施設見学	令和4年8月22日（月）から令和4年8月26日（金） ※詳細は、参加資格審査結果と合わせて通知する。
技術提案書に関する質問受付	令和4年8月29日（月）から令和4年9月9日（金）
技術提案書に関する質問書回答期限	令和4年9月16日（金）
技術提案書の受付期間	令和4年8月29日（月）から令和4年10月7日（金）
審査委員会開催 （プレゼン及びヒアリング）	令和4年10月24日（月）から 令和4年11月2日（水）
審査委員会開催 （受託候補者の選定）	令和4年11月7日（月）から 令和4年11月16日（水）
審査結果の通知（発送）	令和4年11月25日（金）まで
現受託事業者との引継ぎ期間	令和4年12月1日（木）から 令和5年3月31日（金）
契約締結	令和5年4月1日（土）

（参加表明に関する質問及び回答）

第5条 参加表明に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

（1）質問の方法

- ① 参加表明に関する質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより件名を「参加表明に関する質問（企業名）」と明記のうえ提出することとし、着信確認は参加者の責任において行うこと。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

（2）質問受付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月15日（金）までの受付時間内

（3）質問に対する回答

期限までに本業務に係るホームページ（第2条（11）担当部署参照）で公表する。

(4) 回答期限

令和4年7月22日(金)

(5) その他

- ① 質問書の内容に不明な点がある場合は、質問者に対し事務局から電話等にて確認を行う。
- ② 質問の内容は、提出書類の作成に関するもののみとする。

(参加表明書等の提出)

第6条 参加者は、次により参加表明書等を各1部提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書(様式第2号)
- ② プロポーザル参加資格審査申請書(様式第3号)
- ③ 添付書類
 - (ア) プロポーザル参加資格要件総括表(指定様式)
 - (イ) 会社概要書(共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること)
 - (ウ) 業務経歴書
 - (エ) 登記簿謄本(法人登記)
 - (オ) 国税及び地方税の滞納がないことの証明書(納税証明書)
 - (カ) 「第3条 参加資格要件(2)」の資格要件を証明する書類
 - (キ) 協定書の写し(共同企業体の場合のみ)
 - (ク) 代表企業及び構成員の各々が携わる業務内容(共同企業体の場合のみ)
 - (ケ) 「第3条 参加資格要件(3)」の資格要件を証明する書類
(共同企業体の場合のみ)

(2) 提出方法

持参又は書留郵便にて提出すること。

(3) 提出先

事務局

(4) 提出期間

令和4年7月1日(金)から令和4年7月29日(金)までの受付時間内

(5) その他

提出書類により参加資格要件を満たすことが確認できない場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

(参加資格審査結果の通知)

第7条 参加資格審査の結果については、「参加資格審査結果通知」により通知する。なお、本プロポーザルの参加資格要件を満たしていると判断された者は、現場説明会の出席及び技術提案書の提出資格を有する者（以下「提案参加資格者」という。）とする。また、参加資格要件を満たしていないと判断された者に対しては、プロポーザルへの参加資格を有しない者とし、その理由を付記して通知する。

(現場説明会及び施設見学)

第8条 技術提案のための現場説明会及び施設見学は、次のとおり実施する。

(1) 現場説明会

提案参加資格者は、現場説明会への出席を必須とし、現場説明会に出席しない者は、失格とする。

日時 令和4年8月22日（月）から令和4年8月26日（金）までの指定された日

午前9時から午後5時までの指定された時間

場所 酒田市小牧字南五丁野306番地

小牧浄水場 会議室

※ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、現場説明会の実施方法を変更する場合がある。

(2) 施設見学

① 希望者に対し、施設見学を実施する。

② 施設の見学を希望する者は、「施設見学参加申込書(様式第4号)」を令和4年8月17日(水)正午まで電子メールにより、件名を「施設見学参加申込み(企業名)」と明記のうえ、提出すること。

③ 現場説明会終了後、委託者側職員の立会いにより、委託対象施設の施設見学を実施する。なお、移動用車両は、参加者が準備(1台限定)すること。

(4) その他

① プロポーザル実施要領等の公募資料は、各自で持参すること。

② 現場説明会、施設見学において、質疑応答の機会は設けない。

(技術提案に関する質疑及び回答)

第9条 技術提案に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

① 技術提案に関する質問書(様式第5号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより

件名を「技術提案に関する質問（企業名）」と明記のうえ提出すること。なお、電話等による質問は一切受け付けない。

② 質問の内容は、提出書類の作成に関するもののみとし、審査基準に関する質問は受け付けない。

③ 共同企業体の場合は、代表企業からのみ質問を受け付ける。

(2) 受付期間

令和4年8月29日（月）から令和4年9月9日（金）までの受付時間内

(3) 質問に対する回答

質問者及び現場説明会出席者に対し、電子メールにより回答する。ただし、質問者の特殊な技術及びノウハウに関する質問については、当該質問者のみに回答する。

(4) 回答期限

令和4年9月16日（金）

(5) その他

① 質問書の内容に不明な点がある場合は、質問者に対して、事務局から電話等にて確認を行う。

(技術提案書の提出)

第10条 提案参加資格者は、次により書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

技術提案書提出届（様式第6号）については1部、技術提案書については、正本1部及び副本10部を提出する。また、技術提案書一式の電子データ（PDFを原則とする。）をCD-Rに保存し提出すること。

① 技術提案書提出届（様式第6号）

② 技術提案書（任意様式）

③ 事業費に関する提案書（様式第7-1）

④ 配置予定総括責任者調書（様式第7-2号）

⑤ 技術提案書の電子データ（CD-R）

(2) 提出方法

持参又は書留郵便にて提出すること。

なお、一度受領した書類の返却、差し替えには応じない。

(3) 提出先

事務局

(4) 受付期間

令和4年8月29日（月）から令和4年10月7日（金）までの受付時間内

(5) 技術提案書作成の留意事項

- ① 技術提案書の作成にあたっては、表紙も含め、事業者が特定又は推測できる企業名、マーク等を記載してはならない。
- ② 技術提案書の書式及び枚数は提案者の任意とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。提案本編以外に付属資料や図面などを巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。また、技術提案書は受託候補者審査基準の小項目ごとに確認できるように、インデックス等を使用して作成すること。
- ③ 提案書のサイズは、日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。また、図表等を使用する場合において「A3版」を使用するときはA4版に折り込むこと。
- ④ 本文文字サイズは10ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- ⑤ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ⑥ 技術提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

(6) 技術提案書の条件

技術提案書に記載する内容は次のとおりとする。

- ① 事業計画に関する事項
 - (ア) 事業履行計画について
 - (イ) 事業遂行能力について
 - (ウ) 配置予定技術者
 - (エ) リスク管理について
 - (オ) 環境保全に関する取組みについて
 - (カ) 業務引継ぎ期間における業務体制について
- ② 運転管理等業務に関する事項
 - (ア) 運転管理等業務の基本方針
 - (イ) 業務実施体制
 - (ウ) 各業務の実施方法
 - (エ) 教育研修体制
 - (オ) コスト縮減対策
- ③ 包括的管理業務に関する事項

(7) 包括的委託の利点を活かした業務遂行

(イ) 事務処理の合理化

④ 緊急事態時における体制、対応に関する事項

(ア) 緊急事態における対応方針

(イ) 緊急事態時の初動対応、連絡体制、バックアップ体制

⑤ 地域貢献その他提案に関する事項

(ア) 本市の地域経済への貢献及びその他提案

⑥ 事業費に関する事項

(ア) 本業務に要する費用

(7) 次の場合、技術提案書は無効とする場合がある。

① 虚偽の記載が発見された場合

② 不正行為が判明した場合

③ 提出書類の様式等に記載された留意事項が守られていない場合

④ 提出期限内に技術提案書が提出されなかった場合

⑤ 本実施要領書に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合

(参加の辞退)

第11条 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和4年8月19日(金)午後5時まで、プロポーザル参加辞退届(様式第8号)を電子メールにより、件名を「プロポーザル参加辞退届(企業名)」と明記し提出すること。

(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

第12条 提案参加資格者は、委託者が通知したプレゼンテーション参加要請書に基づき、提出した技術提案書についてプレゼンテーションを実施する。なお、提案参加資格者が1者の場合でも、プレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションは、一提案者あたり概ね40分以内とする。

(準備5分、説明20分、ヒアリング概ね15分)

(2) プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことができる。なお、使用する電子機器については提案参加資格者が準備(スクリーンのみ委託者が準備)すること。

(3) プレゼンテーションへの参加人数は4名までとし、プレゼンテーション参加届(様式第9号)により届け出ること。また、プレゼンテーションの際は、事業者を特定又は推測できるもの(社

員証、ネームプレート等)を着用してはならない。なお、共同企業体の参加者は代表企業のみとする。

- (4) プレゼンテーションに欠席した場合は、失格とする。
- (5) 技術提案書の提出者が多数あり、受託候補者の選定に著しい支障が生じると委託者が判断した場合は、技術提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者のみがプレゼンテーションを実施することができるものとする。
- (6) 提案参加資格者は、技術提案書提出届により提出した技術提案書の内容を訂正又は追加してはならない。
- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、プレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。

(審査の方法)

第13条 審査方法及び評価項目は次のとおりとする。

(1) 審査方法

審査委員会において、受託候補者審査基準及び配点表に基づき加点方式で審査する。

(2) 審査項目

プレゼンテーションの後、ヒアリングを受け、次の審査項目に基づき審査する。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 運転管理等業務に関する事項
- ③ 包括的管理業務に関する事項
- ④ 緊急事態時における体制、対応に関する事項
- ⑤ 地域貢献その他提案に関する事項
- ⑥ ヒアリング時の対応
- ⑦ 事業費に関する事項

(受託候補者の選定)

第14条 審査委員会において採点を行い、要求水準を満たした者の中から、得点が一番高い者(同点の場合は、地方自治法施行令第167条の9による)を受託候補者として選定する。提案参加資格者が1者のみの場合であっても審査を実施し、審査委員会において要求水準を満たしていると審査された場合は、本業務の受託者に適していると認め、その者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者選定後、「受託候補者審査結果通知」を参加者全員に通知するとともに、受託候補者の企業名及び得点、次点者の得点を本市ホームページで公表する。

審査結果通知の発送 令和4年11月下旬

(禁止行為)

第15条 参加者は、自己の有利なることを目的として、本業務委託の事務局職員、審査委員会委員、その他委託者側の関係者に働きかけを行ってはならない。当該行為が発覚した場合、委託者は、当該参加者を失格にすることができる。

(募集の中止)

第16条 本プロポーザル実施期間において、次の場合は、委託者は、本プロポーザルを中止することができる。この場合、参加者が本プロポーザルへ参加するために要した費用は、参加者自らの負担とする。

- (1) 参加者が連合し不穩の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(審査委員会の会議)

第17条 本プロポーザルに係る審査委員会の会議については、非公開とする。

(著作権等)

第18条 本実施要領書に基づく提出書類の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類の著作権は、書類を作成した者に帰属する。ただし、本業務実施に関し必要な範囲において、委託者はこれを無償で公表又は使用することができるものとする。この場合、参加者の技術、商業上のノウハウは公表しない。
- (2) 委託者は、本業務委託に係る事務処理において必要があるときは、提出書類の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号）の規程により対応する。

(契約の締結)

第19条 委託者は、審査委員会により受託候補者として選定された者と、本業務の契約交渉を経て委託契約を締結する。ただし、次の理由により、その者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。なお、契約手続きは、酒田市契約規則の定めるところによるものとする。

- (1) 本要領に定める参加資格要件等を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は、受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明したとき。

(4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

2 受託候補者に選定された者の責めに帰すべき事由により契約の締結が不可能となったとき、委託者が次点者と契約交渉を行うために要する費用及び本業務引き継ぎ等に要する費用は、受託候補者に選定された者の負担とする。

(業務引継ぎ)

第20条 受託候補者の選定から委託期間開始までの期間における業務引継ぎ等に要する費用は、すべて受託候補者の負担とする。

(委託者が提示する資料等の取扱い)

第21条 委託者が提示する資料、実施要領書に関する質問の回答書等は、本実施要領書と一体とするものとして取り扱う。

(その他)

第22条 その他、次の内容について留意すること。

(1) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことはできない。

(3) 本プロポーザルへの参加において知り得た情報を、本プロポーザルの目的以外に第三者に提供してはならない。

別紙「委託対象施設」

○酒田地区

No	施設名称	No	施設名称
1	最上川取水塔	19	新出配水池
2	取水流量計室	20	矢流川送水ポンプ場
3	小牧浄水場	21	大平電気室
4	黒森増圧ポンプ場	22	大平配水池
5	黒森配水場	23	大森山増圧ポンプ場 No. 1
6	中の口配水場	24	大森山増圧ポンプ場 No. 2
7	宮野浦配水場	25	大森山増圧ポンプ場 No. 3
8	緑ヶ丘増圧ポンプ場	26	中平田系流量計室
9	出羽台配水ポンプ場	27	鳥海系流量計室
10	松境配水場	28	仁助谷地流量制御場
11	宮海配水増圧ポンプ場	29	新山受水場
12	鳥海浄水場	30	管網監視局(市内6箇所)
13	八森配水場	31	勝浦浄水場
14	八森送水ポンプ場	32	勝浦配水池
15	山根送水ポンプ場	33	法木配水池
16	山根低区配水池	34	法木中継ポンプ場
17	山根高区配水池	35	法木電気室
18	新出送水ポンプ場	36	四谷取水ポンプ場

※ No.31 から No.36 については、遠方監視のみ

○平田地区

37	平田第1受水池	45	大畑水源地
38	楯山加圧ポンプ場	46	大畑送水ポンプ場
39	田沢高区送水ポンプ場	47	大畑配水池
40	田沢高区配水池	48	大畑計量室
41	平田第2受水池	49	丸山加圧ポンプ場
42	飛鳥ポンプ場	50	海ヶ沢調整池
43	檜橋配水池	51	小林増圧ポンプ場
44	檜橋計量室		

○松山地区

52	松山受水場	57	高区第1配水池
53	辰ヶ湯送水ポンプ	58	高区第2配水池
54	辰ヶ湯温泉受水池	59	末端監視(松山地区1箇所)
55	和光園増圧ポンプ	60	柏谷沢水源地
56	眺海の森ポンプピット室		

○八幡地区

61	升田水源地	64	大沢減圧槽
62	日向配水池	65	大沢低区配水池
63	日向減圧井	66	大沢高区配水池

◆各施設の規模等については、特記仕様書に示す。

別紙「共同企業体の取扱い」

酒田市浄水施設運転管理等業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、酒田市浄水施設運転管理等業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1. 共同企業体の運営形態

本業務を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという共同企業体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。なお、構成員の分担業務は、業務内容により共同企業体協定書又は添付資料において明らかにするものとする。

2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する一部の業務もしくは当該業務と同等又は類似の維持管理業務について、元請としての実施実績を有すること。
- (3) 代表企業は、出資比率が構成員の中で最も大きい企業とすること。

3. 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し（甲型又は乙型）

4. 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 実施要領書第3条に定める参加資格要件のうち、(1)は構成員の全てが満たすものとする。
- (2) 共同企業体の構成員として本業務に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

5. その他

共同企業体協定書には、次に示す事項を明記すること。

- (1) 共同企業体の構成員は、共同企業体の代表者へ本プロポーザルの募集手続きに係る一切の権限を委任すること。

(参考)

酒田市浄水施設運転管理等業務委託共同企業体協定書（甲型例）

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 酒田市浄水施設運転管理等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託
- (2) 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務履行後3か月以内を経過するまでは、解散することができない。

- (1) 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 当企業体の代表者は、当該業務の募集手続きに係る一切の権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について委託者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は委託者及び構成員の全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務に契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり酒田市浄水施設運転管理等業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

代表構成員 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

構成員 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

酒田市浄水施設運転管理等業務委託共同企業体協定書（乙型例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 酒田市浄水施設運転管理等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託
- （2） 前号に付帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務履行後3か月以内を経過するまでは、解散することができない。

- 2 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 当企業体の代表者は、当該業務の募集手続きに係る一切の権限を有するものとする。

（分担業務の担当）

第8条 各構成員の業務の担当は、次のとおりとする。ただし、当該業務について委託者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇〇〇 運転管理業務、法定検査・点検業務、水質検査業務、定期整備業務、発生汚泥業務、緊急時の対応

〇〇〇〇〇〇 物品調達管理業務、経費支払代行業務、環境整備業務、機器借上業務

2 前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、運営委員会の定めるところにより、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、運営委員会の定めるところにより、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務に契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり酒田市浄水施設運転管理等業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

代表構成員 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

構成員 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印